

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620115020%20%20&Mode=0>

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス改革推進室 パブリックコメント担当 宛

「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」に対する意見

1. 名前 (法人・団体等の場合は、法人・団体名、意見提出者のお名前をご記入下さい。)

NPO法人 気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

2. 意見及び理由

【意見1】

・ 該当箇所

省令案第4条 小売電気事業者 (FITの交付金を受けている小売事業者に限る) 及び当該小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、その者に対して、当該調達した再生可能エネルギー電気が環境への負荷の低減に資するものである旨を説明してはならない。

省令案第8条 第四条の規定は、登録特定送配電事業者及び当該登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者に準用する。

・ 意見内容

環境への負荷の低減に資することの説明を禁止する条文案は削除すべきである。

・ 理由

電力の表示は、消費者が電源の種類を選択する上で非常に重要な意味を持つ。また、今後持続可能なエネルギーシステムを構築する上でも極めて重要である。こうした中で、「再生可能エネルギー電気が環境への負荷の低減に資するものである旨を説明してはならない」とするのは、すでに環境価値がFITの交付金によって支払われているため消費者が誤解して二重払いになるのを防ぐのが理由とされる。しかし、それは環境価値の説明を禁止する理由にはならず、むしろ表示の中でFITの電源であることや、交付金を受けていることなど消費者が誤解しないように説明することを義務づければよい。

また、交付金は補助金と同様の意味を持つと考えられるが、補助金を受けた環境製品に対し環境価値を表示してはならないという禁止措置はない。この点からも、今回の電力小売事業についてFIT交付金を受けた場合に環境価値の説明を禁ずることはおかしい。

【意見2】

- ・ 該当箇所

第3条 小売供給に係る料金その他の供給条件についての説明

- ・ 意見内容

消費者にわかりやすいよう電源構成を含めた表示を義務づけるべきである

- ・ 理由

消費者が単に価格だけで電気を選ぶのではなく、様々な情報に基づき選択していくことが可能となるよう電源構成の表示を義務づけるべきである。とりわけ、環境価値や持続可能な電源を選べるように表示することは小売事業者の自主性に任せるべきではなく、全事業者が表示することを義務づけるべきで、このことが日本の持続可能なエネルギーシステムを構築に資する重要な要素にもなる。

なお、すでに再生可能エネルギーを大幅に増やしてきたEUでは、電源表示が義務づけられており、電力小売事業者は供給する電力の環境負荷（CO₂排出量と放射性廃棄物排出量）についても表示しなければならない。日本でも同様に、表示を義務づけるべきである。